

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

1 概況

昭和五四年版『環境白書』の発表とその反響

一九七八年度の公害・環境行政に対する政府・行政当局自身の評価は、公害被害者のそれとはげしく対立するものであった。すなわち昭和五四年度版『環境白書』は「昭和五三年度は環境行政にとって進展の年であった」、「環境行政の多くの分野で環境保全施策の一層の進展が図られた」とし、その理由として、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」、「水質汚濁防止法」の改正、「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」の制定、および二酸化窒素に係る環境基準の改定、「環境影響評価の推進」などをあげた(昭和五四年度版『環境白書』二三ページ)。この評価にたいし住民団体の公害対策連絡会議(公害連)は、(1)環境アセスメント法案の四度にわたる流産、(2)二酸化窒素(以下NO₂と記す)環境基準の大幅緩和、(3)建設を凍結していた南アルプス・スーパー林道の建設承認、などをあげて、後退続きの公害・環境行政を「大きな進展の年」とするのは、国民感情と公害の実態からかけ離れたものであると強く批判した。事実、一般新聞も、「公害対策、進展と自賛」(朝日)、「公害対策、気になる楽観論」(毎日)「楽観的な公害白書」「二酸化窒素基準緩和を推進と見る」(読売)、「行政後退は素通り」「実態と違い // 改善 //」(東京)というように、総じて批判的論調であった(いずれも一九七九年五月一八日付)。公害弁連の批判に対して、上村環境庁長官は「読んだ人の多くが // 大きく進展 // と、自賛していると受け取ったのなら反省している」と「自己批判」した(『日本経済新聞』一九七九年六月八日付)。

公害・環境行政の後退と被害の深化・拡大

一九七八年七月から一九七九年七月における公害問題の最大の特徴は『環境白書』の評価とは逆に、政府の公害・環境行政が大幅に後退したことである。すなわち、NO₂環境基準の改定は、大気汚染による公害病認定患者が年々激増し、NO₂が公害病に大きく関係していることがしだいに明らかにされつつあった時期に、産業界の強い要求によってなされたものである。

この公害・環境行政の後退は、既存汚染地域における硫黄酸化物汚染の減少等、一部汚染因子の改善がみられるものの、「経済活動の停滞」にもかかわらず、公害の被害が深化・拡大しているなかでなされたものである。すなわち、工場公害のような生産過程から発生する公害に加えて、自動車・道路公害、空港公害、合成洗剤公害のような、流通・消費過程から発生する公害、あるいは自然環境破壊が急増しているなかでなされたのである。しかも、これらの公害の実態は、一部の地域でのみ、ppm、ホーンなどによってわずかに示されているだけである。また、『白書』のいう行政には、急増している食品薬品・公害、放射能汚染はふくまれていないことをつけ加えなければならない。そして、公害は、いぜんとして、大都市から地方都市・未汚染地域に拡大しているのである(公害等調整委員会の昭年五三年度年次報告参照)。

公害・環境行政の大幅な後退のなかでも、被害者住民の運動は着実に前進していた。その顕著な例がスモン訴訟における原告側の八度にわたる勝訴である。そして、こうした運動の前進のなかで特記すべきことは、被害者住民、弁護士、学者・研究者、労働組合およびその他の団体との連帯と協力関係も大きく前進したことである。その一つの現れが、一九七九年六月の日本環境会議と第四回環境週間・全国公害被害者総行動デー総決起集会の開催である。日本環境会議では、都留重人、鈴木武夫、サックスの三氏の基調報告と二つのシンポジウムがもたれ、「日本環境宣言」と大阪国際空港裁判の適正な判断を最高裁に求める「決議」が採択された。「宣言」は、環境は最高の公共財であるとし、公害・環境行政の現状をつぎのようにきびしく批判した。

【「日本環境宣言」(日本環境会議)】

環境は、国民がその健康を維持し文化的な生活を営むために基本的な役割を果たすもので、最高の公共財であり、その保全は最上位の公共性をもつ。すなわち、環境を公共信託財産として確認し、国または地方公共団体がその保全に対して責任をもつことが公共性の積極的な意味内容である。近時、不況対策の一環と称して計画された大型の公共事業を実行に移すために、規制基準の緩和が強行され、「公共性」の名のもとに、これらの公共事業が大規模な環境破壊を惹き起こすという傾向がみられるが、これはまさに本末転倒であるといわなければならない。

単産・単組の公害反対闘争と原発問題

つぎに、労働組合の公害闘争についてみるとつぎの点が指摘できる。

第一にNO₂環境基準の緩和に関連して、一九七九年に入り日教組などいくつかの単産で具体的とりくみが開始されたことである。

第二に、スモン訴訟を支援してきた単産や地評のつき上げによって、総評を加えたスモン患者、弁護士、消費者団体、婦人団体等によって構成されるスモン全国実行委員会が結成され、運動の前進に大きく寄与したことである。

第三に、一九七九年三月のアメリカのスリーマイル島の原発事故を契機にして、原発闘争に新たな展開がみられたことである。しかし、現在の原子力行政・原子力開発を批判あるいは原子力発電所そのものを否定する立場の、主として総評傘下の労働組合と、原発を推進する立場の、主として同盟傘下の労働組合とは、スリーマイル島原発事故・原発の安全性の評価、エネルギー政策についていちじるしく見解を異にするものであった。

第四は、持続的な闘争を展開している全施労の公害闘争、全水道・自治労の合成洗剤の運動は、ともに、職場での労働者の健康と安全を守るたたかいと公害闘争を結合・統一しておこなっていることであり、そのような視点・立場で運輸労連・紙パ労連が公害問題に新たにとりくみはじめたことである。

なお、公害対策全国連絡会議は、一九七八年七月以降、事実上開店休業状態であった。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

